岩手県告示第565号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生の年月日
医療法人日新堂八角医院	盛岡市好摩字夏間木101番地２	令和８年９月30日